

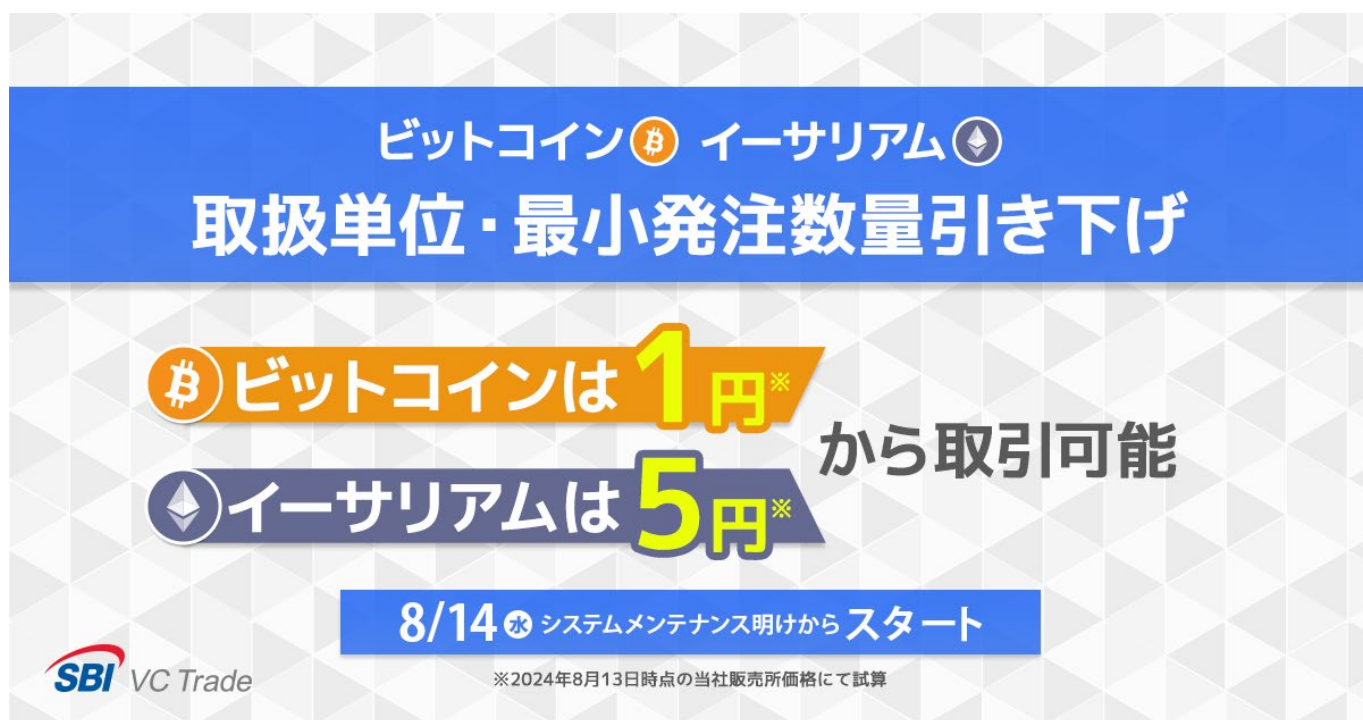
各 位

2024 年 8 月 14 日
SBI VC トレード株式会社

ビットコイン (BTC) とイーサリアム (ETH)、取扱単位・最小発注数量引き下げのお知らせ
～ビットコインは 1 円※から、イーサリアムは 5 円※から取引可能に～

SBI VC トレード株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：近藤 智彦、以下「当社」）は、2024 年 8 月 14 日（水）の当社システムメンテナンス終了後より、ビットコイン (BTC) とイーサリアム (ETH) の取扱単位及び最小発注数量を引き下げることをお知らせします。これによりビットコインは 1 円※から、イーサリアムは 5 円※からお取引が可能となります。

※2024 年 8 月 13 日時点の当社販売所価格にて試算



ビットコイン  イーサリアム 

取扱単位・最小発注数量引き下げ

 ビットコインは **1 円※**

 イーサリアムは **5 円※**

から取引可能

8/14  システムメンテナンス明けから スタート

 ※2024年8月13日時点の当社販売所価格にて試算

ビットコインやイーサリアムの価格が長期的に上昇している中、少額から暗号資産取引に挑戦したいという多くのご要望をいただき、以下の通り取扱単位及び最小発注数量を引き下げます。

【変更内容】

	対象銘柄	8月13日まで			8月14日から		
		取扱単位	最小発注数量	最大発注数量	取扱単位	最小発注数量	最大発注数量
現物 (販売所)	ビットコイン(BTC) 	0.0001	0.0001	20	0.00000001	0.00000001	20
	イーサリアム(ETH) 	0.0001	0.0001	200	0.00001	0.00001	200
現物 (取引所)	ビットコイン(BTC) 	0.000001	0.000001	10	0.00000001	0.00000001	10
	イーサリアム(ETH) 	0.00001	0.00001	100	0.00001	0.00001	100
レバレッジ (販売所)	BTC/JPY 	0.001	0.001	20	0.00000001	0.00000001	20
	ETH/JPY 	0.01	0.01	200	0.00001	0.00001	200

※変更点は太字

■お取引事例

(例) ビットコインの販売所・現物取引における価格が 1,000 万円の場合

・現物取引

変更前は最低 1,000 円からの売買でしたが、**変更後は 1 円から売買**いただけます。

・積立サービス

変更前は最低 1,000 円からの積立でしたが、**変更後は 500 円から 1 円単位で積立**いただけます。

当社ではビットコインとイーサリアムを含む全 23 種類の暗号資産を取扱っており、積立やステーキング、貸コインなど暗号資産取引におけるフルラインナップサービスを提供しております。ぜひこの機会に、当社暗号資産取引サービスをご利用ください。

■当社サービスの特徴

- ・取引スタイル：現物取引に加え、レバレッジ取引を提供
- ・取扱い銘柄：ビットコインをはじめとした全 23 銘柄
- ・積立：積立は 500 円から、毎回自動で買付、こつこつ投資でリスク分散
- ・ステーキング：申込不要、誰でもかんたん、預けておくだけで暗号資産が増えるサービス
- ・貸コイン：貸し出した暗号資産の数量と期間に応じて利用料を受け取ることができるサービス
- ・SBI Web3 ウォレット：オンチェーンで NFT を売買することができるサービス
- ・安心：日本の法令諸規則に則って最高水準のセキュリティでお客様の資産を管理
- ・信頼：東証プライム市場上場の SBI ホールディングス株式会社傘下、SBI グループの 100%子会社

当社では SBI グループが掲げる「顧客中心主義」に基づき、お客さま視点に立ったサービスを実現してまいります。今後ともご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

(SBI VC トレード株式会社)

<暗号資産を利用する際の主な注意点>

暗号資産は、日本円、ドルなどの「法定通貨」とは異なり、国等によりその価値が保証されているものではありません。

暗号資産は、価格変動により損失が生じる可能性があります。

暗号資産は、移転記録の仕組みの破綻によりその価値が失われる可能性があります。

当社が倒産した場合には、預託された金銭及び暗号資産を返還することができない可能性があります。

暗号資産は支払いを受ける者の同意がある場合に限り、代価の支払いのために使用することができます。

当社の取り扱う暗号資産のお取引にあたっては、その他にも注意を要する点があります。お取引を始めるに際してはサービスごとの「サービス総合約款」、「暗号資産取引説明書（契約締結前交付書面）」等をよくお読みのうえ、取引内容や仕組み、リスク等を十分にご理解いただきご自身の判断にてお取引くださるようお願いいたします。

秘密鍵を失った場合、保有する暗号資産を利用することができず、その価値を失う可能性があります。

＜暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行う場合の主な注意点＞

暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要は、「暗号資産取引説明書」に定める通りです。

暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行うためには、あらかじめ日本円又は暗号資産（当社にて取扱いのある暗号資産に限りです。）で証拠金を預託頂く必要があります。預託する額又はその計算方法は、「暗号資産取引説明書」に定める通りです。

暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、少額の資金で証拠金を上回る取引を行うことができる一方、急激な暗号資産の価格変動等により短期間のうちに証拠金の大部分又はそのすべてを失うことや、取引額が証拠金の額を上回るため、証拠金等の額を上回る損失が発生する場合があります。当該取引の額の当該証拠金等の額に対する比率は、個人のお客様の場合で最大2倍、法人のお客様の場合は、一般社団法人日本暗号資産取引業協会が別に定める倍率（法人レバレッジ倍率）です。

暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、元本を保証するものではなく、暗号資産の価格変動により損失が生じる場合があります。

当社の提示するお客様による買付価格とお客様による売付価格には差額（スプレッド）があります。スプレッドは暗号資産の価格の急変時や流動性の低下時に拡大することがあり、お客様の意図した取引が行えない可能性があります。

「暗号資産取引説明書」等をよくお読みのうえ、リスク、仕組み、特徴について十分に理解いただき、ご納得されたうえでご自身の判断にて取引を行っていただきますようお願いいたします。

商号等：	SBI VC トレード株式会社（第一種金融商品取引業者、暗号資産交換業者）
第一種金融商品取引業：	関東財務局長（金商）第 3247 号
暗号資産交換業：	関東財務局長 第 00011 号
加入協会：	一般社団法人 日本暗号資産取引業協会（会員番号 1011）

本プレスリリースに関するお問い合わせ先

SBI VC トレード株式会社 企画営業部 03-6229-1166